

奈良県告示第五百十五号

平成二十二年一月奈良県告示第二百八十一号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一の表第一項中「、農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会」を「又は農業協同組合連合会」に、「議決」を「決議」に改め、同表第三項中「農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会の総会」を「農業協同組合又は農業協同組合連合会の総会」に、「農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会」を「又は農業協同組合連合会」に、「農業協同組合中央会の役員」を「農業協同組合又は農業協同組合連合会の役員」に、「農業協同組合中央会の参事等」を「農業協同組合又は農業協同組合連合会の参事等」に改める。